

平成 30 年 9 月 吉日

お客さま 各位

杜の都信用金庫

## 外国送金取引のお取扱いについて

平素は杜の都信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

外国為替取引は昨今の麻薬犯罪収益の移転やテロ事件を背景として世界的に規制が強化されており、「現金が原資である外国送金取引」についてはマネー・ローンダリング（資金洗浄）、テロ資金供与等防止のため特に慎重な対応を求められています。

このことを踏まえ、当金庫では下記に該当する外国送金の取扱いを中止させていただきますのでお知らせいたします。

外国送金を行われるお客さまにおかれましてはご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 受付を中止する外国送金取引

- (1) 一見のお客さま（当金庫に預金口座を保有されていないお客さま）を依頼人とする外国仕向送金
- (2) 現金（外貨を含む）かつ円価換算で1,000万円相当額以上の外国仕向送金

#### 2. 外国送金取引における送金内容のヒアリングおよび書類の提示

外国送金取引を受付ける際には、所定事項の厳格な確認をする義務が課されていることから、別紙のとおり送金内容のヒアリングおよび書類の提示をお願いする場合がございます。

なお、お伺いした内容や提示していただいた書類については原則、記録もしくは写しを頂戴いたします。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上

本件にかかるお問い合わせ先

事務統轄部事務集中課

電話番号 022-222-8161 受付時間 平日 9:00~17:00

※土曜日、日曜日、祝日および金融機関休業日はお休みとさせていただきます。

## 外国送金取引における送金内容のヒアリングおよび書類の提示について

お客さまにおかれましては、以下の点についてのヒアリングおよび書類の提示につきまして、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、お伺いした内容や、提示していただいた書類については、原則、記録もしくは写しを頂戴いたします。

また、当金庫からの依頼にご対応いただけない場合や、確認させて頂いた内容によっては、お手続きをお断りさせて頂くことがありますので、ご了承ください。

	仕向送金	被仕向送金
ヒアリング内容	<p><u>[ご依頼人に関する事項]</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ご職業</li><li>・ 事業内容</li><li>・ 取引目的</li><li>・ お受取人とのご関係等</li><li>・ 送金資金の原資</li></ul> <p><u>[ご受取人に関する事項]</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 生年月日、国籍等</li></ul>	<p><u>[お受取人に関する事項]</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ご職業</li><li>・ 事業内容</li><li>・ 取引目的</li><li>・ ご送金人とのご関係等</li></ul> <p><u>[ご送金人に関する事項]</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 生年月日、国籍等</li></ul>
書類提示	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本人確認書類</li><li>・ 送金資金の原資について証明する書類</li><li>・ 送金目的および受取人との関係を確認できる書類</li></ul> <p>(ご提示いただく書類については、個別にご相談ください。)</p>	

※必要に応じて、ヒアリング内容やご提示いただく書類を追加する場合がございます。